立地優遇制度

●補助金、奨励金等の優遇制度

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（国制度）		
目的・概要		東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域、及び原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域を中心に福島県内の産業復興を加速させ、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ります。
補助対象要件	対象施設	工場・物流施設・試験研究施設・コールセンター、データセンターの用に供される施設
	対象経費	用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費
	交付要件	・投下固定資産額に応じた新規地元雇用を要件とします。（右表参照） ・設備のみの投資計画は補助対象外です。 ・平成25年1月29日（平成25年度予算案閣議決定日）より前に対外発表した事業は、補助対象外とします。 ・補助率：大企業1/3以内、中小企業1/2以内
	その他	【実施期間】令和7年度末までに対象施設の立地事業を完了する必要があります。 ・対象区域を限定して募集しています。

■ 雇用要件について

投下固定資産額	新規地元雇用者数
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

制　度	限度額	補助額	要　件	機　関
福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	―	電気料金相当額の約半額（8年間） 実支払電気料金等と契約電力等から算定した額を比較して低い方の額	・電力契約の新増設 ・新規雇用3人以上 ・原則製造業のみが対象	福島県

制　度	区　分	対象企業	立地地域	投資額	従業員数（常時雇用）	対象経費	交付率	限度額
いわき市工場等立地奨励金	①新設奨励金（※②に該当するものを除く）	・製造業 ・旧企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種	市内全域	5,000万円以上（大企業1億円以上）	30人以上	建物設備	5%	5億円
					3人以上			1億円
	②特定新設奨励金		四倉中核工業団地 工業専用地域	1億円以上（土地代は除く）	10人以上	土地 建物 設備	土地20% 建物・設備5%	5億円
			工業地域 準工業地域		3人以上		5%	1億円
	③増設奨励金（※①、②に該当するものを除く）		市内全域	5,000万円以上（大企業1億円以上）	50人以上	建物設備	5%	5億円
					減員なし			1億円

条例名	対象地域	対象者の要件	事業税	固定資産税	不動産取得税
福島県税特別措置条例	原子力発電施設等立地地域	工業生産設備取得額2,700万円超	・3年間 ・不均一課税	―	・取得時 ・不均一課税
	旧企業立地促進法に基づく集積地域	製造業等（除く農林漁業関連業種）2億円超	―	―	・取得時 ・課税免除
		製造業（農林漁業関連業種）5,000万円超	―	―	・取得時 ・課税免除
福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例	復興産業集積区域	復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する「産業集積事業」等を実施する指定事業者又は指定法人	・5年間 ・課税免除	・5年間 ・課税免除	・取得時 ・課税免除

制　度	概　要	要　件	機　関
いわき市税特別措置条例	固定資産税：3年間の不均一課税	・工業生産設備取得額2,700万円超	いわき市

※優遇制度の内容は改定される場合があり、また、適用要件も詳細に定まっておりますので、詳しくは各担当窓口にご相談ください。

工業団地に関するご相談とお申し込みは下記にお問い合わせください。

■いわき四倉中核工業団地企業誘致促進協議会 総合窓口

福島県商工労働部企業立地課
TEL.024-521-7916(直通) FAX.024-521-7935
E-mail :investment@pref.fukushima.lg.jp

いわき市

いわき市産業振興部産業みらい課
TEL.0246-22-1142(直通) FAX.0246-22-7582
〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

県外事務所

福島県東京事務所
TEL.03-5212-9051(代)
〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番3号（都道府県会館12階）

福島県大阪事務所
TEL.06-6343-1721(代)
〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-900号（大阪駅前第1ビル9階）

福島県北海道事務所
TEL.011-241-8717(代)
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2番1号（北海道経済センター5階）

福島県名古屋事務所
TEL.052-251-0368(代)
〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目16番36号（久屋中日ビル5階）

いわき市東京事務所
TEL.03-5251-5181(代)
〒105-0004 東京都港区新橋2丁目16番1号（ニュー新橋ビル7階）

2023. 3

いわき四倉（よつくら）中核工業団地

第2期区域 好評分譲中

7 いわき四倉中核工業団地の つの魅力

1 国内屈指の充実した各種補助制度

最大30億円の補助！（国）
●津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

電気料金の約半額を補助！（福島県）
●福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

最大５億円を補助！（いわき市）
●いわき市工場等立地奨励金

※これらの優遇制度が重複して受けられます！

2 優れた交通体系
3 温暖で積雪の少ない気候
4 東北有数の製造品出荷額
5 豊富な人材・労働力
6 緑に囲まれた立地環境
7 充実した支援機関

福島県 いわき市

優れたアクセス

～温暖で緑豊かな自然環境：常磐道「いわき四倉IC」まで、
約4㎞、磐越道や小名浜港の活用により広域的な物流が可能～

■首都圏へのアクセス

●鉄　道　JR 常磐線（東京駅～いわき駅）
　　特急「ひたち」で約 2 時間

●自動車　常磐自動車道で 2 時間 20 分
　　（三郷 JCT～いわき四倉 I.C. 間）

●高速バス　常磐自動車道で約 3 時間
　　（東京～いわき間）

■交　通　（当団地より）

●道　路　常磐自動車道いわき四倉 IC まで　約 4km（6 分）
　　国道 6 号線まで　約 3km

●鉄　道　JR 四ツ倉駅まで　約 3km
　　JR いわき駅まで　約 14km（約 20 分）

●空　港　福島空港まで　約 70km（約 90 分）

●港　湾　小名浜港まで　約 25km（約 40 分）

福島空港

国内2都市（札幌、大阪）へ就航しています。

高速道路

県内を縦横に走り、県内外へすばやくアクセスできます。また、磐越道から北陸経由で関西や中京圏にスムーズにアクセスできるなど、渋滞や災害に対するリスク回避に最適な交通網です。常磐道は平成27年3月1日に全線開通。

※首都圏と仙台圏が直結し、より便利に！

重要港湾　小名浜港

韓国・中国航路週2便（釜山・上海）、国際フィーダー航路不定期便の体制で、釜山港、京浜港でのトランシップにより世界各国と結ばれています。

区画図

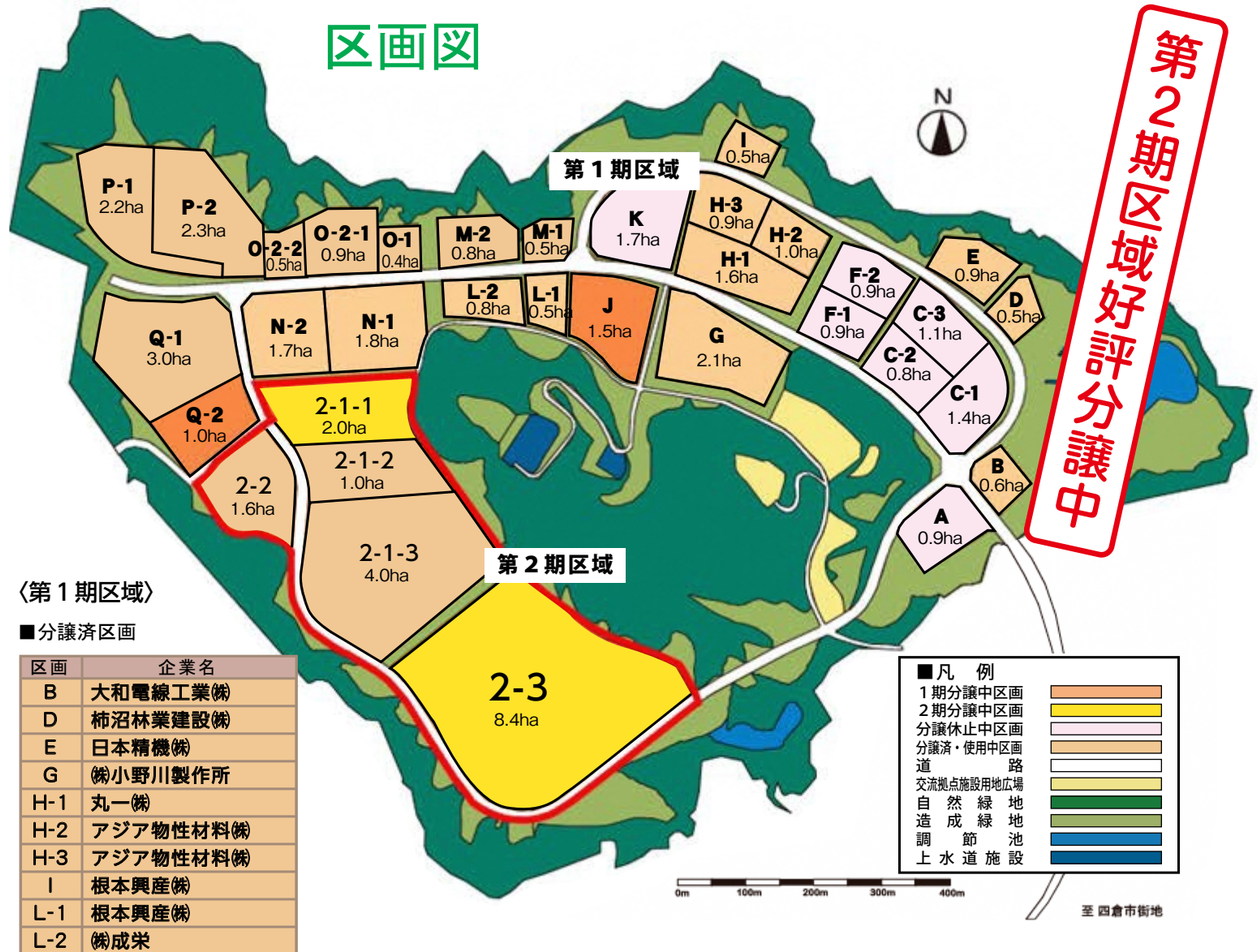

第2期区域好評分譲中

〈第１期区域〉

■分譲済区画

区画	企業名
B	大和電線工業㈱
D	柿沼林業建設㈱
E	日本精機㈱
G	㈱小野川製作所
H-1	丸一㈱
H-2	アジア物性材料㈱
H-3	アジア物性材料㈱
I	根本興産㈱
L-1	根本興産㈱
L-2	㈱成栄
M-1	㈱丸東
M-2	㈱金子製作所
N-1	会川鉄工㈱
N-2	藤沢産業㈱
O-1	丸光機械工業㈲
O-2-1	林サッシ工業㈱
O-2-2	㈲泉エンジニアリング
P-1	メルテックいわき㈱
P-2	いわき中央アスコン共同企業体
Q-1	日本化学産業㈱

■分譲可能区画

【価　格】16,000円/㎡（平場平均）

区　画	分譲面積【平場】(㎡)
J	15,437【14,630】
Q-2	10,156【10,069】

〈第２期区域〉

■分譲済区画

区画	企業名
2-1-2	㈱ニッチュー
2-1-3	東新工業㈱
2-2	㈱北拓

■分譲可能区画

【価　格】16,000円/㎡（平場平均）

区　画	分譲面積【平場】(㎡)
2-1-1	20,218【20,124】
2-3	84,342【82,683】

■団地概要

・名称　いわき四倉中核工業団地
・所在地　福島県いわき市四倉町
・用途地域　工業地域（※地区計画あり）
　建ぺい率60%以内、容積率200%以内
・道路　幹線道路：幅員16m 補助幹線道路：幅員11～14m
・上水道　団地全体で2,800㎥/日を供給
・排水　雨水：各宅地内の雨水桝に排水（調節池を経て河川へ放流）
　汚水：企業内処理の上、各宅地内の汚水桝に排水（河川へ放流）
・電力　6,600V
・通信　光ファイバーの対象エリア（電力系通信事業者提供）
・事業主体　福島県（商工労働部企業立地課）

※分譲休止中区画は仮設施設等で使用中。

豊富な人材・労働力

▲医療創生大学

▲福島工業高等専門学校

魅力的な周辺施設

▲アクアマリンふくしま

▲スパリゾートハワイアンズ